

平成24年度 佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施内容一覧表

意識づくり部会 13項目 基本目標「1」地域福祉の考え方を広げ、一人ひとりの行動を推進しよう										実施内容項目数 25項目				
基本施策	施策の細目	No	取り組み内容	主体	H21	H22	H23	H24	H25	No	平成24年度実施の具体的な内容	評価ポイント	配点	
1 地域福祉の考え方を広げよう	① 地域住民の理解を促す機会づくり	1	「まちづくり出前講座」の中に地域福祉に関するテーマを設け、各地域へ出向いて、市民への意識啓発を図ります。	市	実施	→				[1]	市の広報媒体を広げる。(広報させば、地域福祉講演会等で案内する)	広報媒体 5→5	50	
										[2]	引き続き周知を行い、市の出前講座への参加団体を増加させる。	参加団体 3団体→6団体	50	
	② 広報手段の活用・充実	2	市民が地域福祉について身近に感じ、よりわかりやすく理解するための講演会や研修会を実施します。	市 社協	実施	→				[1]	市と社協が、市民を対象とした地域福祉講演会を実施し、市民や福推協推進員、福祉関係事業者などに参加を呼びかける。	参加者数 135人→300人	60	
										[2]	社協の地区担当職員が、地域福祉についての説明を行うため、福推協総会・定例会、生涯学習推進協議会等に出席する。(昨年度と異なる団体での実施に努める。)	出席地区数 33地区→33地区	30	
										[3]	市の保健・医療・福祉審議会で、地域福祉に関する進捗状況の説明を行う。	実施回数 1回	10	
	③ 次世代のための意識と機会づくり	4	ホームページでの地域福祉に関する情報の充実を図ります。	市 社協	整備	更新	→				[1]	市及び社協ホームページに地域福祉に関する情報を掲載及びホームページの周知を行う。(市ホームページから社協ホームページへリンクしています)	更新掲載回数 5回→2ヶ月に1回	40
											[2]	市及び社協ホームページに地域における福祉活動の情報を掲載及びホームページの周知を行う。(市ホームページから社協ホームページへリンクしています)	掲載地区数 6地区→15地区	40
	5	広報紙(広報させば、社協だより)を通じて地域福祉の情報提供の機会の確保に努めます。	市 社協	4回	5回	5回	6回	6回	[1]	社協が社協だよりにおいて福推協活動を引き続き紹介する。	掲載回数 年3回→年3回	50		
									[2]	市と社協が、広報させば及び社協だよりにより地域福祉計画推進委員会(部会等)の開催状況を掲載する。	掲載回数 市・社協(各2回)	20		
									[3]	市が、広報させばに地域福祉に関する情報を掲載する。	掲載回数 3回	20		
									[4]	社協が社協だよりにより地域福祉・ボランティア活動に関する情報を掲載する。	掲載回数 3回	10		
2 住民自らの行動を推進しよう	① 活動の場と参加しやすい雰囲気づくり	8	デイクラブやふれあいいきいきサロンなどの住民による交流の場づくりを推進し、その参加者が増えるように努めます。	市 社協	基礎調査	基準値 +5%	前年比 +5%	前年比 +7%	前年比 +7%	[1]	社協がふれあいいきいきサロンへのヒアリング調査及び分析を行う。	実施箇所 0ヶ所→33ヶ所	30	
										[2]	社協の地区担当職員が各ふれあいいきいきサロンに応じたメニュー開発の為に支援を行う。	支援箇所 21ヶ所→33ヶ所	30	
										[3]	社協の地区担当職員が現在ふれあいいきいきサロンが休止している江迎、吉井地区2ヶ所の活動再開を支援する。	活動再開 0ヶ所→2ヶ所	20	
										[4]	社協がふれあいいきいきサロンの遊具貸し出しを、社協だよりや社協のホームページで周知する。	掲載回数 1回→3回	20	
	② 地域組織による積極的な活動とNPOなどとの連携	9	地域住民やNPOなどに、各地区の福推協が主催する住民座談会への参加を呼びかけます。	社協	検討	実施	→	→	→	[1]	社協の地区担当職員が、各地区の福推協が関わって実施される住民座談会やイベント、講演会等に地域住民が参加するよう、地域の各種団体の会議等で案内する。	案内地区数 実施地区数	50	
										[2]	社協が各地区の福推協が関わって実施される住民座談会やイベント、講演会等を社協ホームページ及び社協だよりを活用し案内する。	社協だより 年3回 ホームページ 随時	50	
	③ 人材の確保	10	各地域の中で様々な分野で活動されている方々の情報を、リスト化するなどして把握し、それを活用した地域としての活動を広げていきます。	社協	検討	実施	→	→	見直し	[1]	社協が「地域福祉の手引き」の情報をシステム化し社協ホームページに掲載する。	掲載・更新	50	
[2]										社協の地区担当職員が地域福祉カルテ(「地域福祉台帳」から名称変更)を年2回更新する。	更新地区数 0地区→33地区	50		
11		ボランティア研修会などを実施し、幅広い世代の方々に地域福祉活動への積極的な参加を呼びかけます。	社協	実施	→				[1]	社協がボランティア研修会を開催する。	開催回数 1回→2回	50		
									[2]	社協の地区担当職員が、地域福祉についての説明を行うため、福推協総会・定例会・生涯学習推進会等に出席する。(昨年度と異なる団体での実施に努める。)	出席地区数 33地区→33地区	50		

基本目標「2」みんなの行動で、まわりの課題に早く気づき、解決につなげられる地域をつくらう										実施内容項目数 68項目			
基本施策	施策の細目	No	取り組み内容	主体	H21	H22	H23	H24	H25	No	平成24年度実施の具体的な内容	評価ポイント	配点
1 地域内で連携し、情報を共有しよう	① 地域住民による情報収集の促進	12	災害時に、支援が必要な方々にどのような支援を行い、当事者の方々自身はどのように行動すべきかを示す「災害時福祉行動マニュアル(仮称)」の作成を進めます。	市 社協	検討	検討	作成	検証	見直し	[1]	社協の地区担当職員が各地区の福推協総会や定例会等で災害時福祉支え合い手引きの説明を実施し広く周知する。(いきいきサロン及びネットワーク支援者のつどい、食事サービスにおいての説明も継続する。)	実施地区数 0地区→33地区	30
										[2]	市が「災害時福祉行動マニュアル(仮称)」を作成する。(全体計画)(24年度作成・25年度実施)	1計画	70
		13	「ふれあいネットワーク」の周知と機能の強化を図ります。	社協	実施	→				[1]	社協が西天神町公民館・社協の協働により、福祉サポーター(福祉協力員から名称変更)設置のモデル事業を継続して行い、サポーター数を増やし訪問する。また、ふれあいネットワークと福祉サポーターの整理を行いながら統一した取り組みとなるように進めていく。 ※モデル地区:天神地区西天神町公民館1区 ※福祉サポーター:希望世帯への訪問による安否確認、見守り活動をする人。民生委員との兼任は無し、原則2名体制で訪問。	サポーター数 4名→10名 訪問先 4件→20件	50
									[2]	社協がふれあいネットワークに関するアンケート結果を踏まえ、対応策を検討する。	検討実績	50	
	② 地域住民と専門機関による連携の促進	14	地区ごとに「地域コミュニティケア会議(仮称)」を実施し、市、社協、事業者のほか、地域の活動団体や民生委員・児童委員などを含めた、地域を切り口とした多様な主体によるネットワーク化の促進を図ります。	社協	調整	モデル地区 設置 (3地区)	3地区	6地区	6地区	[1]	社協が三川内地区の取り組みをもとに、今後の地域コミュニティケア会議の実施計画をつくる。	計画の完成	50
										[2]	社協の地区担当職員が地域課題把握とその解決のための手段として地域コミュニティケア(仮称)会議が実施されるよう支援する。	実施地区数 1地区→6地区	50
15		各分野においてサービスを提供する事業所の方々を対象に、地域福祉の必要性や各分野の制度・サービスを学ぶための講演会や研修会を実施します。	社協	検討	1回	2回	3回	3回 (見直し)	[1]	社協の地区担当職員が地域包括ケア会議に出席し、地域福祉の必要性について随時説明を実施する。	実施箇所数 3ヶ所→4ヶ所	50	
								[2]	社協が、福祉関係事業者、市と社協で実施する地域福祉講演会への参加を呼びかける。(案内チラシ等を配付する。)	案内回数 1回→1回	50		

平成24年度 佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施内容一覧表

地域づくり部会 12項目 基本目標「2」 みんなの行動で、まわりの課題に早く気づき、解決につなげられる地域をつくる													
基本 施策	施策の細目	No	取り組み内容	主体	H21	H22	H23	H24	H25	No	平成24年度実施の具体的な内容	評価ポイント	配点
2 みんなが相談しやすい地域をつくる	① 身近な相談相手づくり	16	身近な生活範囲ごとに、その範囲内に暮らす支援が必要な方々の見守りや声かけなどを行う『福祉協力員』の役割を果たす人の発掘に取り組みます。	社協	検討	モデル地区実施	実施			[1]	社協がモデル地区と協働で福祉サポーター養成講座を実施し、新たな福祉サポーターを養成する。	福祉サポーター数 4人→10人	40
										[2]	社協が民生委員及び公民館役員等と連携して福祉サポーターの活動を周知し、福祉サポーターの活動訪問先を増やす。	訪問先 4件→20件	10
										[3]	社協がモデル地区と協働で福祉サポーターによる定例会を実施する。(地域主導による実施に向け公民館役員等の参加をはたらきかける。)	実施回数 7回→12回	10
										[4]	社協が福祉サポーターの活動手引き書を作成する。	手引き書の完成	10
										[5]	社協が福祉サポーターを対象とした先進地視察研修を実施する。	実施回数 0回→1回	10
										[6]	社協がモデル地区での福祉サポーターの取り組みについて検証する。	検証結果を出す	20
	② 相談窓口の充実	17	住民が身近に感じる地域の中に、相談窓口が設置されることを推進します。	市 社協	基礎 調査	検討	モデル 地区 実施	実施	見直し	[1]	社協が公民館だより・社協だより・社協ホームページ・マスコミを活用し、福祉サポーターの広報活動を実施する。	実施回数 2回→4回	30
										[2]	社協が民生委員及び公民館役員等と連携して福祉サポーターの活動を周知し、福祉サポーターの訪問先を増やす。	訪問先 4件→20件	60
										[3]	社協が福祉サポーターが活動中に着用するベストを作成する。	ベストの作成	10
		18	広報活動を通じて、相談窓口の認知度の上昇を図ります。	市 社協	基礎 調査	前年比 +5%	前年比 +5%	前年比 +7%	前年比 +7%	[1]	社協が社協ホームページ・社協広報紙で総合相談窓口について掲載する。	掲載回数 2回→6回 (社協ホームページと広報紙)	40
										[2]	社協が関係機関、団体との会議の場で総合相談窓口をPRする。 ※社会福祉士会・精神保健福祉士会・司法書士会・地域包括支援センター・自立支援協議会、当事者団体等	実施回数 16回→20回	50
										[3]	社協が総合相談窓口をPRするためのチラシを作成する。	チラシの作成	10
19	総合相談窓口について検討し、開設を目指します。	社協	検討	開設				[1]	社協が「地域福祉の手引き」の情報をシステム化し社協ホームページに掲載する。	掲載・更新	30		
								[2]	社協が社協の相談窓口に寄せられる相談件数を増やす。	前年比10%	30		
								[3]	社協が対応した相談内容の分析を行い、結果をもとにした事業を研究する。	分析結果を出し 事業の研究	40		
3 ふれあい、交流の場をつくる	① 気軽に集まれる場所づくり	20	デイクラブやふれあいいきいきサロンの実施場所の増加を図ります。	市 社協	130ヶ所	200ヶ所	276ヶ所	検証	見直し	[1]	社協の地区担当職員が福推協の会長連絡会や定例会で、引き続きふれあいいきいきサロンの開設を働きかける。 (他の地域の各種団体の会合等も含む。)	実施地区数 33地区→33地区	40
										[2]	社協がふれあいいきいきサロンへのヒアリング調査及び分析を行う。	実施箇所数 0ヶ所→33ヶ所	40
										[3]	社協の地区担当職員が現在ふれあいいきいきサロン活動が休止している江迎、吉井地区2カ所の活動再開を支援する。	活動再開 2ヶ所	20
	21	地域内の公民館や空き店舗などを利用し、「地域のお茶の間づくり(仮称)」と題した地域内での交流の場所づくりを推進します。	市 社協	検討	検討	モデル 実施	実施	見直し	[1]	市・社協が「地域のお茶の間づくり(仮称)」に関する先進地視察を行う。(熊本市・地域の縁がわ)	視察実施	20	
									[2]	市・社協が「地域のお茶の間づくり(仮称)」実施場所等の調査項目を設定する。	調査項目の設定	20	
									[3]	市・社協が「地域のお茶の間づくり(仮称)」実施場所の調査を行う。	調査実施	20	
									[4]	市・社協が「地域のお茶の間づくり(仮称)」の具体的な事業計画を作成する。	事業計画の完成	40	
	② コミュニケーションの場の活用	22	福推協と連携したあいさつ、声かけ運動を推進します。	社協	検討	実施			[1]	社協が平成23年度に実施した現状調査の結果を分析する。	分析結果を出す	40	
									[2]	社協が各地区のあいさつ運動が継続して実施されるよう、【1】の分析結果に基づいた支援を行う。	支援の実施	60	
4 気軽にサービスを利用できるようにしよう	① サービス情報提供の充実	23	視覚、聴覚に障がいのある方などにも配慮しながら、ホームページや広報誌などを利用した、サービスについての情報提供の充実に努めます。	市 社協	実施			見直し	[1]	社協が声の社協だよりのサンプルテープ・CDを社協事務局(1)と老人福祉センター(3)へ設置し、市民(福祉団体等)への周知を行う。	設置場所 3箇所→4箇所	10	
									[2]	社協が視覚障害者協会会員(希望者)に、ボランティア情報誌(点訳分)を送付する。	希望者への送付	40	
									[3]	社協が社協ホームページに音声言語システムを導入することについて平成25年度までに検討する。	検討結果を出す	40	
									[4]	市は引き続き、市ホームページの現行レイアウト等を維持する。	保健福祉部 コンテンツアクセス件数 前年比+10%	10	
	② サービスを適正に受けられる機会の確保	24	成年後見制度および日常生活自立支援事業についての周知を図ります。	市 社協	実施			見直し	[1]	社協が社協ホームページ・広報紙で日常生活自立支援事業について掲載する。	掲載回数 2回→6回	20	
									[2]	社協が関係機関、団体との会議の場で日常生活自立支援事業をPRする。 ※社会福祉士会・精神保健福祉士会・司法書士会・地域包括支援センター・自立支援協議会、当事者団体等	実施回数 16回→20回数	30	
									[3]	市が成年後見制度のパンフレットを配付設置している保健福祉部各課に引き続き周知を図る。 現在制度の案内を市民に対して行っている担当課:長寿社会課・障がい福祉課(パンフレット設置課:生活福祉課・健康づくり課・生活衛生課・保健福祉政策課・急病診療所・宇久保健福祉センター・子ども保健課・子ども支援課・子ども育成課・子ども政策課)	引き続き 周知を行う	40	
									[4]	市は引き続き、市ホームページによる成年後見制度の周知を行う。	成年後見制度 アクセス件数 前年比+10%	10	
	25	福祉サービスにかかる苦情相談体制の充実を図ります。	市 社協	検討	実施		見直し	[1]	社協が前年度に寄せられた苦情の解決結果を社協ホームページで公開する。	実施回数 1回→1回	10		
								[2]	社協内部においてサービス向上委員会を開催し、苦情内容の報告や検証などを行う。	委員会の開催回数 0回→1回	40		
								[3]	市が市民の方々へ、市の長寿社会課に介護サービス事業所の苦情相談窓口が設置してある旨のお知らせをする。(広報させば等)	年2回	10		
								[4]	市が介護保険利用者へ通知している給付費通知等に、施設に関する苦情相談窓口設置のお知らせを明記し苦情が寄せられた際、迅速に対応する。 (担当課:長寿社会課)	対応件数 苦情件数 (%)	40		
	③ サービスの評価体制の確立	26	利用者によるサービス評価制度の導入について検討します。	市	基礎 調査	検討			[1]	市として行うべき事項の可能性について検討する。	検討	-	
27		第三者評価機関を持つ事業者数ならびにその公表を行っている事業者数が増えるように努めます。	市	基礎 調査	基準値 +5%	前年比 +5%	前年比 +5%	前年比 +5%	[1]	市として行うべき事項の可能性について検討する。	検討	-	

平成24年度 佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画 実施内容一覧表

福推協部会 11項目 基本目標「2」 みんなの行動で、まわりの課題に早く気づき、解決につなげられる地域をつくらう													
基本施策	施策の細目	No	取り組み内容	主体	H21	H22	H23	H24	H25	No	平成24年度実施の具体的な内容	評価ポイント	配点
5 福祉推進協議会を中心 にまともろう	① 役割の明確化	28	福祉協の推進員を対象に、組織の役割の再確認や「地区地域福祉活動計画」の実践に向けた研修会を実施します。	社協	年3回	年3回	見直し	必要に応じて見直し	→	[1]	社協が福祉協推進員を対象とした研修会(福祉協の目的や役割等)を実施し、推進員の意識を高める。	参加地区数 11地区→33地区	40
										[2]	社協が福祉協会長連絡会を実施する。	実施回数 年1回→年2回	30
										[3]	社協が福祉協会長を対象とした先進地(予定:都城市)視察研修を実施する。	実施回数 年1回→年1回	30
		29	「社協だより」や「福祉協だより」を通じて、福祉協の役割や活動内容について周知するとともに、地域住民も福祉協を構成する一員であるという意識づくりに努めます。	社協	実施	→	[1]	社協が福祉協推進員の研修会で、福祉協だよりの発行に向けての基本様式や作成手順等の情報提供を行う。	提供地区数 33地区→33地区	30			
							[2]	社協が福祉協推進員を対象に、よりよい紙面づくりのための広報研修会を実施し参加を呼びかける。	研修参加地区数 3地区→10地区	30			
							[3]	社協が社協だよりにおいて福祉協活動を引き続き紹介する。	掲載回数 年3回→年3回	20			
	[4]						社協が社協ホームページに福祉協活動等(イベント的な取り組み、総会や定例会等の様子)を掲載する。 (市ホームページから社協ホームページへリンクしています)	掲載地区数 6地区→33地区	20				
	② 活動の活性化	30	「地区地域福祉活動計画」に基づく実践活動や、地域課題の把握とその解決のための取り組みなどについて検討するため、各地区の福祉協の推進員による定例会の実施を支援します。	社協	各地区 4回	各地区 4回	各地区 6回	各地区 6回	各地区 8回	[1]	社協の地区担当職員が、各地区の福祉協で総会とは別に定例的な会議が実施されるよう働きかける。	定例会実施地区数 21地区→33地区	40
										[2]	社協の地区担当職員が整理した地区地域福祉活動計画の進捗状況を基に、実践に向けての具体的計画(プランニング)を立てる。	計画地区数 0地区→31地区	30
										[3]	社協の地区担当職員が地域課題把握とその解決のための手段として地域コミュニティケア(仮称)会議が実施されるよう支援する。	実施地区数 1地区→6地区	30
		31	福祉協の役割や活動内容などをまとめた手引書を作成し、推進員の研修会や定例会などで周知して、地域福祉推進の担い手という意識を高めます。	社協	作成 作業	周知	→	[1]	社協の地区担当職員が、各地区の福祉協の定例会等で福祉協活動の手引きを説明する。	実施地区数 27地区→33地区	50		
								[2]	社協が行う福祉協推進員を対象とした研修会(福祉協の目的や役割等)に、福祉協推進員の参加を呼びかける。	研修参加地区数 11地区→33地区	30		
[3]								社協が福祉協推進員に地域福祉講演会への参加を呼びかける。	参加地区数 26地区→33地区	20			
32	福祉協を構成する一員である地域住民に、「地区地域福祉活動計画」に基づく実践活動への参加を呼びかけます。	社協	—	実施	→	[1]	社協の地区担当職員が、福祉協だよりや公民館だより等の紙面に地域住民の実践活動の紹介が掲載されるよう支援する。	掲載地区数 10地区→31地区	50				
						[2]	社協が地域住民に実践活動への参加を呼びかけるため、社協だよりや社協ホームページで福祉協活動の紹介を行う。 (市ホームページから社協ホームページへリンクしています)	社協だより 年3回 ホームページ 随時	40				
						[3]	社協の地区担当職員が地域の各種会合(生涯学習推進委員会、PTAの会合、学校連絡会等)に出席し、計画に基づく実践活動への参加を呼びかける。	出席地区数 31地区	10				
③ 社会福祉協議会との連携強化	33	各福祉協の活動状況や課題などについて情報交換を行う機会を設け、各福祉協同士の連携強化と活動の活性化を支援します。	社協	検討	実施	→	[1]	社協の地区担当職員が、各地区の福祉協の定例会等で福祉協活動の手引きを説明する。	実施地区数 27地区→33地区	40			
							[2]	社協が福祉協会長連絡会を実施する。	実施回数 年1回→年2回	20			
							[3]	社協が福祉協会長を対象とした先進地(予定:都城市)視察研修を実施する。	実施回数 年1回→年1回	20			
							[4]	社協が行う福祉協推進員を対象とした研修会(福祉協の目的や役割等)に、福祉協推進員の参加を呼びかける。	研修参加地区数 11地区→33地区	20			
	34	各地区担当の社協職員が、地域の実情や活動経過などを記載した「地域福祉台帳(仮称)」を整備し、その共有や検証を行うことにより福祉協への関わりを強化します。	社協	実施	→	[1]	社協の地区担当職員が地域福祉カルテ(「地域福祉台帳」から名称変更)を年2回更新する。 (実態把握をし、福祉協と一部共有した上で関わり強化を図るため。)	更新地区数 0地区→33地区	60				
						[2]	社協の内部において地区担当職員による事例検討会(勉強会)を実施する。	実施回数 1回→12回	40				

基本目標「3」 みんなで地域福祉活動に取り組もう													
実施内容項目数 8項目													
基本施策	施策の細目	No	取り組み内容	主体	H21	H22	H23	H24	H25	No	平成24年度実施の具体的な内容	評価ポイント	配点
1 地区ごとの地域福祉活動計画を 実践しよう	① 地区地域福祉活動計画の 周知	6	各地区の福祉協による「福祉協だより」などの広報紙の発行地区数の増加に向けて支援します。	社協	6地区	7地区	8地区	9地区	10地区	[1]	社協が福祉協推進員の研修会で、福祉協だよりの発行に向けての基本様式や作成手順等の情報提供を行う。	提供地区数 33地区→33地区	60
										[2]	社協が福祉協推進員を対象に、よりよい紙面づくりのための広報研修会を実施し参加を呼びかける。	参加地区数 3地区→10地区	40
	② 地区地域福祉活動計画の 実践	3	各地区の福祉協が主催する住民座談会の実施を支援し、地域住民に参加を呼びかけます。	社協	検討	実施	→	見直し	[1]	社協の地区担当職員が、各地区の福祉協が関わって実施される住民座談会やイベント、講演会等に地域住民が参加するよう、地域の各種団体の会議等で案内する。	案内地区数 実施地区数	50	
									[2]	社協が各地区の福祉協が関わって実施される住民座談会やイベント、講演会等を社協ホームページ及び社協だよりを活用し案内する。	社協だより年3回 ホームページ 随時	50	
	③ 地区地域福祉活動計画の 検証と見直し	35	検証方法を検討し、それに基づいた計画の進捗状況を検証します。	社協	検証 方法の 検討	検証	→	[1]	社協の地区担当職員が地域福祉カルテ(「地域福祉台帳」から名称変更)を年2回更新する。 (実態把握をし、福祉協と一部共有した上で関わり強化を図るため。)	更新地区数 0地区→33地区	50		
								[2]	社協がモデル地区(4地区)及び策定から5年目を迎える地区(10地区)で随時検証を進める。	検証地区数 1地区→14地区	50		
	36	進捗状況を踏まえながら地区ごとの地域福祉活動計画の見直しを行います。	社協	—	—	—	実施	→	[1]	社協が福祉協と社協の役割や関係性などについて、社協の地域福祉推進委員会や福祉協会長等と検討して整理し明確にする。	整理実績	60	
									[2]	取り組み内容35の検証結果を基に、社協が「地区地域福祉活動計画」の見直し方法を検討し確立させる。 (検証はモデル地区4地区及び策定から5年目を迎える地区10地区の計14地区で行う)	見直し方法の 確立	40	